

〔研究ノート〕

## 自治体とLGBTの関わりから見た日本社会のセクシュアリティ ～LGBT前史～

椎野 信雄

〔Research Notes〕

### Sexuality in Japanese Society Seen in Terms of the Relationship between Local Governments and LGBT

Nobuo SHIINO

#### Abstract

In recent years, there is a sense in which local governments become increasingly active in supporting LGBT or sexual minorities such as homosexuals and gender identity disorders. Attention has been focused on efforts to publicly recognize the same-sex partnership at Shibuya Ward and Setagaya Ward in Tokyo. In addition to the same-sex couples and sexual orientations, discussions on human rights and gender equality including gender identity have begun. Awareness-raising activities organized by local governments increase, and the trainings for local government staff become more active. After Osaka City's Yodogawa Ward made its first LGBT support declaration in 2013, it has been followed by Naha City in Okinawa Prefecture, Takarazuka City in Hyogo Prefecture, Hashimoto City in Wakayama Prefecture, Seki City in Gifu Prefecture, and Urasoe City in Okinawa Prefecture. Even if there is no budget, it seems that an increasing number of local governments first can declare support, and conduct staff trainings, and implement support measures in a steady manner. In order to respect the human rights of LGBT (sexual minorities), Yodogawa Ward conducts human rights trainings on LGBT, sends correct information on LGBT, supports activities of LGBT people, and consults with LGBT people. Certainly, the movement of local governments has been active for a while, but local governments all over the country have the reality of "poor situation" for LGBT. This paper explores the relationship between sexual minorities and local governments in the prehistory of sexual minorities becoming LGBT in order to explore the background of this "poor situation".

#### 0. はじめに

近年、自治体において同性愛や性同一性障害などの性的マイノリティやLGBTを支援する動きが活発になってきている感がある。東京都渋谷区と世田谷区の同性パートナーシップを公的に認める取組に注目が集まっている。同性カップルや性的指向だけでなく、性自認も含めた人権施策や男女共同参画施策のあり方についても議論がなされるようになってきた。自治体主催の啓発活動も増えてきており、自治体の職員向け研修なども活発化している。大阪市淀川区が2013年に初めてLGBT支援宣言を行って以降、沖縄県那覇市、兵庫県宝塚市、和歌山県橋本市、岐阜県関市、沖縄県浦添市が続いてきた。予算などがなくともまずは支援宣言をし、職員研修を行い、地道に支援策を

実施していく自治体が増えているようだ。淀川区は、LGBT(性的マイノリティ)の人権を尊重するために、LGBTに関する職員人権研修、LGBTに関する正しい情報発信、LGBTの方々の活動支援、LGBTの方々の相談を行っているのである。たしかに一時よりは、自治体の動きは、盛んになってきているが、全国の自治体の施策においては、LGBT対応の「お寒い状況」の実態があるのだ<sup>1</sup>。本稿は、この「お寒い状況」の背景を探るべく、性的マイノリティがLGBTになる前史において、性的マイノリティと自治体の関係は、どのようなものだったのかを探求するものである。

## 1. 「府中青年の家」事件

日本に於ける性的指向の性的マイノリティと地方自治体に関する法律問題として最も顕著なのは、「東京都府中青年の家」裁判と呼ばれている事案である。これは、司法の世界では記念碑的な判決であると認知されている。

### 1-1. 「動くゲイとレズビアンのかい」NPO 法人アカー (OCCUR)<sup>2</sup>

アカーは、レズビアン／ゲイのメンバーからなる同性愛者への差別をなくす活動をする20代中心のグループである。差別への恐れなどから社会的に孤立したり、自分のことを否定的に捉えたりする同性愛者が抱えている悩みなどを、当事者どうしでつながりを持つことで克服し、自己受容のために、また同性愛者の困難な状況を変化させるために1986年3月に設立された。1999年12月に、エイズサービス事業体として、また同性愛者の社会サービス事業体として、日本ではじめて、東京都より特定非営利活動法人(NPO 法人)の認証を受けている。代表者は、新美広(代表理事)である。全国に約350名の登録会員と、2,500名の登録支援者がいて、東京の事務所を中心に約50名がボランティアスタッフとして活動に従事しているようだ。レズビアン／ゲイのための電話相談・エイズ／STD 情報ライン・法律相談などの各種専門相談を統合した「ヘルプラインサービス」(03-3380-2269)事業、また社会サービス事業や、人権擁護、調査研究、政策提言、国際協力などの各分野の事業を展開している。

### 1-2. 「府中青年の家」裁判<sup>3</sup>

アカーが1990年2月11日-12日に東京都立府中青年の家(東京都教育委員会所管の公共宿泊施設)を宿泊利用した際に、青年の家恒例のリーダー会にアカーのメンバーが出席し、アカーが「同性愛者の団体であり、同性愛者の人権を考えるための活動をしている」と紹介したところ、リーダー会終了後に、他の宿泊団体であるキリスト教青年団体のメンバーから「こいつらホモだ。おかまがいる。ホモの集団だ。」という言葉が侮蔑的に言われたり、宿泊団体の少年サッカークラブの小学生に入浴中のアカーメンバーが覗き見・嘲笑されたり、同性愛者を差別する嫌がらせを受けたのである。

翌日の朝食時にも、少年たちや引率の大人たちは、「またオカマだ」などと声をあげて笑い、無視できない差別的言動を行った。アカー団体は善処を求めて、臨時のリーダー会が午後3時に行われるようになった。そこで、嫌がらせ行為について問われたキリスト教青年団体のリーダーは、旧約聖書の一節『女と寝るように男と寝る者は、ふたりとも必ず殺されなければならない。』を引用し、同性愛は認められないと主張した。「青年の家」の所長は、アカー団体に対して「都民のコンセンサスを得られていない同性愛者の施設利用は今後お断りする」と発言した。青年の家の職員は、「もう終わりです。主催者は僕なのだから、また発言すれば、帰ってもらいます。」と述べ、アカー団体の

発言を許さない雰囲気だったので、アカーメンバーは席を立ったようだ。

1990年3月24日の東京都(府中青年の家所長・瀬川渉)との話し合いの席で、東京都から府中青年の家におけるアカーの今後の使用を拒絶するとされた。その後4月11日に、アカー団体が再度、翌年の宿泊利用を青年の家に申し込んだところ、「青少年の健全な育成にとって、正しいとはいえない影響を与える」として、「他団体との不要な摩擦の危険性」等を理由に利用を拒否された。アカー団体は都教育委員会宛に、使用申込みの承認などを求める請願書と要求書を提出した。だが使用申込みについても、都教育委員会は、都青年の家条例8条の1号「秩序をみだすおそれがあると認めるとき」、2号「管理上支障があると認めるとき」に当たるとして承認しなかった(4月26日)。さらに都教育委員長(石川忠雄)も、「青年の家ではいかなる場合でも男女同室は認めておらず、同様に複数の同性愛者が同室に宿泊することも認められない」とコメントし、「男女は別室に泊まらなければならない」という慣例(男女別室宿泊ルール)を事由に同性愛者の宿泊利用を拒否したのである。委員長のコメントは、以下のものである。

「施設にはそれぞれ設置目的があり、また使用上のルールがある。青年の家は、「青少年の健全な育成を図る」目的で設置されている施設であることから、男女間の規律は厳格に守られるべきである。この点から青年の家では、いかなる場合でも男女が同室で宿泊することを認めていない。このルールは異性愛に基づく性意識を前提としたものであるが、同性愛の場合異性愛者が異性に対して抱く感情・感覚が同性に向けられるのであるから同性愛の場合と同様、複数の同性愛者が同室に宿泊することを認めるわけにいかない。浴室についても同様である。」

アカーは、この都教育委員会の決定を不服として、1992年2月12日に、正当な理由によらない差別的取扱で、人権侵害だとして、使用不承認を違法として東京都に賠償を求める提訴をした。

アカーは、都の施設の利用拒否を、同性愛者に対する偏見にもとづく人権侵害と捉えた。それに対し東京都は、施設における「男女別室ルール」を事由に、同性愛者団体が宿泊すれば男女同室の場合と同様に性的行為を行うのではないかと想像され、それによって他利用団体の青少年による嘲笑、嫌がらせがでるおそれがあり、それらは青少年の健全育成に反するなど主張したのである。

都側は、当初、「青年の家は青少年の健全育成を目的としており男女同室宿泊を認めていない。複数の同性愛者の同室宿泊も同じこと。」というコメントを発表し、裁判においてもこれを援用した。アカー側からの釈明要求の結果、都側は「同性愛者を同室に宿泊させると性行為を行う可能性があり、これは「青年の家の健全育成」という設置目的に反する」等と主張した。アカー側は、差別され孤立した同性愛者にとって公共施設での学習・交流は重要であり、1室に5～8人が宿泊する「青年の家」で性行為が行われることなど考えられない等と反論した。

1994年3月30日、東京地方裁判所で、同性愛者に対する差別的取扱を違法として東京都に(財産的損害と非財産的損害および弁護士費用として)損害賠償(26万7200円)を命ずる判決が下された。約3年に渡る法廷闘争のすえ、アカー側が完全勝訴したのである。判決では「青年の家で性行為が行われることは設立趣旨に反するから承認不承認に際してその可能性の有無を考慮してもよく、同性愛者が同室に宿泊した場合、異性愛者の男女が同室に宿泊した場合と同じ意味で、性的行為の一般的可能性は存在する。」が、「同性愛者の場合には同室での宿泊を禁止すると事実上宿泊利用が不可能となり、男女の場合に比べて著しく不利益で青年の家の利用権が奪われるに等しい。施設利用権の背景には憲法21条(集会の自由)、26条(学習権)等の規定があるから、同性愛者の宿泊を禁止するためには性行為の具体的可能性が認められる必要がある。本件では、この有無が検討されおらずそれだけでも処分は違法だが、当時この具体的可能性があったとも認められない。」と述

べられている。同性愛者について「男女別室ルール」を理由に拒絶する処分自体が違法だと断じたのである。(東京地判平成6年3月30日判タ85f9号)

### 1-3. 判決理由

判決には「同性愛・同性愛者について」という項目が設けられていた。同性愛者側に原因があると都側が主張した青少年によるいやがらせ等の言動について、「同性愛者に対する蔑視によるもの」であり、いやがらせをした青少年の施設の利用を拒否する理由にはなっても同性愛者の利用を拒否する理由とはなりえないとしたのだ。「同性愛は、人間が有する性的指向(sexual orientation)の一つであって、性的意識が同性に向かうものであり、異性愛とは、性的意識が異性に向かうものである。同性愛者とは、同性愛の性的指向を有する者のことであり、異性愛者とは、異性愛の性的指向を有する者のことである。」と述べ、同性愛を異性愛と全く優劣のない存在として規定したのだ。

同性愛に関する状況についても以下のことが記述されている<sup>4</sup>。

かつて、同性愛に関する心理学上の研究の大半は、同性愛が病理であるとの仮定に立ち、その原因を見出すことを目的としていたが、1975年以来、アメリカ心理学会では、同性愛に対する固定観念・偏見を取り除く努力が続けられてきた。また、国際的にも影響力のあるアメリカ精神医学会により作成される精神障害の分類と診断の手引き(DSM)においては、1973年12月、アメリカ精神医学会の理事会が同性愛自体は精神障害として扱わないと決議し、DSM-IIの第七刷以降「同性愛」という診断名は削除され、代わって「性的指向障害」という診断名が登場し、DSM-IIIにおいてはそれが「自我異和的同性愛」という診断名に修正された。これは、自らの性的指向に悩み、葛藤し、それを変えたいという持続的な願望を持つ場合の診断名である。しかし、この「自我異和的同性愛」という診断名も、同性愛自体が障害と考えられているとの誤解を生んだこと、診断名が臨床的にほとんど用いられていないことなどから、1987年のDSM-IIIの改訂版DSM-III-Rからは廃止された。更に、世界保健機構で作成されているICD国際疾病分類の第九版であるICD-9をアメリカ連邦保険統計センターが修正し、1979年1月に発効したICD-9-CMでは、「同性愛」という分類名が「性的逸脱及び障害」の項の一つとしてあげられていたが、ICD-9の改訂版であるICD-10の1988年の草稿では「同性愛」の分類名は廃止され、「自我異和的性的定位」という分類名が用いられており、これについては、「性的同一性、性的指向に疑いはないが、もっと違ったものであればよいのにと願い、それを変えるための治療を求める場合がある。」と記述されている。同じく1990年の草稿では、「自我異和的性的定位」の項に「性的指向自体は、障害と考えられるべきではない。」と記述されている。日本においても、精神科国際診断基準検討委員会によってわが国の診断基準の「試案」が作られ、そこにおいては種々の意見があったが、「同性愛」は「性障害」の診断名としては取り上げられず、「同性愛」は精神障害に入らないとの前提のもとに、参考項目に付加的分類名として残されるのみとなった。このように、心理学、医学の面では、同性愛は病的なものであるとの従来の見方が近年大きく変化してきている。

また、社会一般の同性愛に関する記述について、「同性愛を異常視する従来の傾向の見直しが行なわれている」状況を認定している。たとえば、「広辞苑」(岩波書店)では、その第三版(昭和58年12月第一刷発行)で、「同性愛」を「同性を愛し、同性に性欲を感じず異常性欲の一種。」と定義していたが、第四版(平成3年11月第一刷発行)では、「同性愛」を「同性の者を性的愛情の対象とすること。また、その関係。」と定義している。同性愛も異性愛も、人間の性のあり方の一つと考える傾向が紹介されている。「従来同性愛者は社会の偏見の中で孤立を強いられ、自分の性的指向について

悩んだり、苦しんだりしてきた」ことを認定したのである。

#### 1-4. 控訴裁判

1994年4月、東京都は、東京高裁に控訴した。今までは「同性愛とか同性愛者ということが問題ではない。性的に引かれるもの同士が、同じ部屋に泊まるのが問題だ。」と言っていた東京都は、高裁になって「同性愛という性的指向を、性的自己決定能力を十分にもたない小学生や青少年に知らせ混乱をもたらすこと自体が問題である。」「それがトラブルのもとになる。」(控訴趣意書)という主張に変わった。「わが国の性教育は男女間の性を原則としている。学習に対する能力が十分に備わっていない小学生に同性愛者が泊まっていることを知らせると強い衝撃を受ける」「理解不可能な中で、そういう嫌がらせの行動に出たのは、そういうふうになされた小学生が被害者で、アカーが加害者である」と主張したのである。アカー側の反論は、「その混乱とはどういう混乱なのか？ 混乱すると主張する研究やデータがあるのか？」「アメリカではレズビアンのカップルと暮らしている子どもたちと、異性愛者の親と暮らしている子どもたちの知的な発達・性的指向の形成・自尊心・自分を肯定的に考える姿勢などを比較して、まったく違いがない、という実証的な研究がたくさんある」というものだった。裁判は、同性愛性悪説を主張する東京都側対、同性愛者の人権を主張するアカー側の展開になってきたが、東京都側からは有効な反論は出てこなかった。

1997年9月に、東京高裁の判決が出た。アカー側の勝訴だった。同性愛者の団体からの申込みを不承認とした教育委員会の処分を違法として、損害賠償請求が一部認容された、のである。判決は確定された。判決要旨は、以下の通りである<sup>5</sup>。

- (一) 青年の家での宿泊は「原則として数名の宿泊者の相部屋であると考えられる。そうすると、特定の2人による宿泊に比べ、性的行為が行われる可能性は、同性愛者においても、異性愛者同様に、それほど高いものとは認めがたい。  
「元来は異性愛者を前提とした」男女別室宿泊の「原則を、同性愛者にも機械的に適用し、結果的にその宿泊利用を一切拒否する事態を招来することは、右原則が身体障害者の利用などの際、やむを得ない場合にはその例外を認めていることと比較しても、著しく不合理であって、同性愛者の利用権を不当に制限するものといわざるを得ない」。
- (二) 「青少年に対しても、ある程度の説明をすれば、同性愛について理解することが困難であるとはいえないのであり、青年の家においても、リーダー会を実施するかどうか、実施する場合にはどのように運営するかについて、青年の家職員が相応の注意を払えば、同性愛者の宿泊についても、管理上の支障を生じることなく十分対応できるものと考えられる」。もしなお問題があれば、「後に使用申込をした団体の申込を都青年の家条例8条に基づき拒否することも場合によっては可能と考えられる」。
- (三) 「都教育委員会が、青年の家利用の承認不承認にあたって男女別室宿泊の原則を考慮することは相当であるとしても、右は、異性愛者を前提とする社会的慣習であり、同性愛者の使用申込に対しては、同性愛者の特殊性、すなわち右原則をそのまま適用した場合の重大な不利益に十分配慮すべきであるのに、一般的に性的行為に及ぶ可能性があることのみを重視して、同性愛者の宿泊利用を一切拒否したものであって、その際には、一定の条件を付するなどして、より制限的でない方法により、同性愛者の利用権との調整を図ろうと検討した形跡も窺えないのである。したがって、都教育委員会の本件不承認処分は、青年の家が青少年の教育施設であることを考慮しても、同性愛者の利用権を不当に制限し、結果的、実質的に不当な差別的取扱い

をしたものであり、施設利用の承認不承認を判断する際に、その裁量権の範囲を逸脱したものであって、地方自治法 244 条 2 項、都青年の家条例 8 条の解釈適用を誤った違法なものというべきである。」

平成 9 年 9 月 16 日東京高裁平成 6 年(ネ)1580 号抜粋、には以下のことが述べられている。

「一般国民はともかくとして、都教育委員会を含む行政当局としては、その職務を行うについて、少数者である同性愛者をも視野に入れた、肌理の細かな配慮が必要であり、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されているものというべきであって、無関心であつたり知識がないということは公権力の行使に当たる者として許されないことである。」

## 1-5. 本判決の意義

本判決は、性的指向を理由とした行政処分が違法であることを日本で初めて示したもので、社会に与えた影響力は大きい。性的マイノリティのみならず、すべてのマイノリティの権利擁護を行政当局の責務と位置付けるための論拠として有用な意義を持つものである。性的マイノリティに大きな勇気を与えた意義は大きいのだ。だが、上記の抜粋は、裁判の事案としては、傍論(*obiter dictum* オビタ・ディクタム)としての記述であり、同性愛者の人権判決と位置付けることは必ずしもできないのである。一般的な差別禁止の先例として人権侵害問題に敷衍することはできないという法的推論もあるのだ。

*obiter dictum* オビタ・ディクタムとは、ラテン語で '(something) said by the way' の意味で、「(判決の時の判事の)付随的意見、折にふれての言説」のことである。問題になっている訴訟事件に直接関係がなく、従って拘束力のない法律の問題点に関する判事によって表明される意見なのである。判決における裁判官の意見のうち、判決理由を構成しない部分ということである。英米法の概念では、判決文の中の判決理由において示された裁判所(裁判官)の意見の内、判決の主文の直接の理由であって判例法としての法的拘束力が認められる判決理由の核心部分(*ratio decidendi* レイシオ・デシデンダイ)に含まれない部分、である。判例法を中心とする英米法においては、判決の主文の直接の理由となる判決理由の核心部分(*ratio decidendi* レイシオ・デシデンダイ)に、法源性のみならず法的拘束力も認められ、判決が判例法となることが通例である。判決の主文の直接の理由となる判決理由の核心部分が判例法としての法的拘束力を有するのに対し、傍論(*obiter dictum* オビタ・ディクタム)は、判例法としての法的拘束力を有さないのである。英米法の概念である「傍論」(*obiter dictum* オビタ・ディクタム)が、そのまま日本の法律概念となるかについては、肯定説・否定説両方がある。

本判決の司法判断は、地方自治体の「行政」領域(特に教育行政)にはあまり届いていないのが事後の実情である。しかし、地方自治体では、昨今、性的指向と人権に関する議論が始まっているのだ。「性」「性別」「性的指向」「性的マイノリティ」「インターセックス」「ジェンダー」「ジェンダー・アイデンティティ」「トランスジェンダー」「性自認」「同性愛」「セクシュアリティ」は、どのような概念として「行政」(の条例)では扱っていくのだろうか。

## 2. 性同一性障害者特例法の施行

「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」という法律が 2003 年 7 月 16 日に成立した。性同一性障害者のうち特定の要件を満たす者で、家庭裁判所の審判により、法令上の性別の取扱い

と、戸籍上の性別記載が変更できるようになるための法律(家事事件手続法第232条・別表第一)だそうである。「性同一性障害者特例法」あるいは「性同一性障害特例法」あるいは単に「特例法」の通称がある<sup>6</sup>。

## 2-1. 法律の趣旨

本法律の提案の趣旨は以下のとおりに説明されている。

「性同一性障害は、生物学的な性と性の自己意識が一致しない疾患であり、性同一性障害を有する者は、諸外国の統計等から推測し、おおよそ男性三万人に一人、女性十万人に一人の割合で存在するとも言われております。

性同一性障害については、我が国では、日本精神神経学会がまとめたガイドラインに基づき診断と治療が行われており、性別適合手術も医学的かつ法的に適正な治療として実施されるようになっていたほか、性同一性障害を理由とする名の変更もその多くが家庭裁判所により許可されているのに対して、戸籍の訂正手続による戸籍の続柄の記載の変更はほとんどが不許可となっております。そのようなことなどから、性同一性障害者は社会生活上様々な問題を抱えている状況にあり、その治療の効果を高め、社会的に不利益を解消するためにも、立法による対応を求める議論が高まっているところであります。

本法律案は、以上のような性同一性障害者が置かれている状況に堪がみ、性同一性障害者について法令上の性別の取扱いの特例を定めようとするものであります。(平成15年7月2日、参議院本会議)」

この法律は、性同一性障害を抱える者における社会生活上のさまざまな問題を解消するため、法令上の性別の取扱いの特例を定めたものである。法的な性別は、現行では基本的には生物学的性別で決められるが、例外として、本法律の定める「性同一性障害者」で要件の満たす者について、他の性別に変わったものとみなすこととしたのだ。第二条の定める定義による「性同一性障害者」が、第三条の定める要件を満たすとき、家庭裁判所に対して性別の取扱いの変更の審判を請求することができ、その許可により、戸籍上の性別の変更が認められるのである。

## 2-2. 「性同一性障害者」

「性同一性障害者」とは、(第2条によれば)生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別(以下「他の性別」という。)であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているもののことである。

「生物学的には性別が明らかである」は、性染色体や内性器、外性器の形状などにより、生物学的に男性または女性であることが明らかであることである。「心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信」は、生物学的には女性である者が男性としての意識が、または生物学的には男性である者が女性としての意識が、単に一時的なものでなく、永続的にある状態であり、確固として揺るぎなく有していることである。「確信」や「意思」を有することが要求されている。「一般に認められている医学的知見」とは、世界保健機関が定めた国際疾患分類 ICD-10、米国精神医学会が定めた診断基準 DSM-IV-TR、日本精神神経学会の「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン(第3版)」の知見である。

第3条の要件は、

- 一 二十歳以上であること。
- 二 現に婚姻をしていないこと。(婚姻をしている性同一性障害者が性別を変更した場合、同性婚となり、現行法の秩序においては問題が生じてしまうためだそうである。)
- 三 現に未成年の子がいないこと。(?)
- 四 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。(性ホルモンの作用による影響や、生物学的性別での生殖機能が残存し子が生まれた場合にさまざまな混乱や問題が生じるための要件だそうだ。「生殖腺がないこと」とは、生殖腺の除去、または何らかの原因で生殖腺がないことで、「生殖腺の機能」とは、生殖機能以外にも、ホルモン分泌機能を含めた生殖腺の働き全般のことだそうだ。)
- 五 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。(公衆の場とくに公衆浴場などで社会的な混乱を生じないために考慮されたものだそうだ。)

生殖機能を失わせる手術(性別適合手術)を必要とする要件の違憲性が問われた家事審判で、最高裁第二小法廷(三浦守裁判長)は、「現時点では合憲」とする初判断を示した。ただし、社会状況の変化に応じて判断は変わりうるとし、「不断の検討」が求められた。また、2人の裁判官は「憲法違反の疑いが生じていることは否定できない」という補足意見を述べたのである。

### 2-3. 「性転換手術」

「性同一性障害」という言葉は、1998年10月16日に埼玉医科大学が公に知られる形で性同一性障害の治療として性別適合手術(いわゆる「性転換手術」)を施行した頃から、社会的な関心が高まり、注目が集められるようになったそう。 (埼玉医科大学は、担当教授定年で、2007年に手術の一時中止を決定した。)その前に、いわゆる「性転換手術」を行った産婦人科医に対して有罪の判決が出た「ブルーボーイ事件」東京地方裁判所 昭和40年(わ)第307号・第339号・同年(特わ)第927号事件2)が1969年にあった。1964年(昭和39年)、当時ブルーボーイと呼ばれていた男娼3人から、睾丸摘出、陰茎切除、造陰等一連のいわゆる性転換手術を求められ、男娼3人に睾丸全摘出手術を行ったのである。性転換手術を行った罪は優生保護法(現母体保護法)28条違反である。この優生保護法28条では、「何人も、この法律の規定による場合の外、故なく、生殖を不能にすることを目的として手術又はレントゲン照射を行ってはならない。」と規定されている。

この判例は性転換手術を全て否定しているわけではない。不可逆的な手術であるという点で、厳しい前提条件や適応基準が設定されない状態での手術は正当な治療行為と呼べないとしているが、逆を言えば条件や基準を設け、「故」あれば性転換手術も正当性を持ち得るのではないかという可能性を示していると考えられるのである。この判決の妥当性は十分に論議されず、巷では「性転換手術は優生保護法違反である」との結論の一部だけが一人歩きすることになった。これ以降日本の医学会は性転換治療をまったくタブー視してきた。この事件以後、性転換手術にとって「暗黒時代」が始まったのである。この「暗黒時代」に一筋の光を投げかけたのが、埼玉医大であったのだ。

### 2-4. トランスジェンダー

さて、性同一性障害(Gender Identity Disorder)とは、トランスジェンダーのうち医学的基準によって診断を下された人を指す用語なのである。性同一性障害特例法により、戸籍上の性別変更が可能となった。しかし特例法の対象は、性同一性障害者だけであり、その中でも性転換ができるため



の要件は非常に厳しいので、性同一性障害と診断されても、戸籍の性別変更ができるのはトランスジェンダーの一部の人に限定されている。なおかつ性同一性障害者ではないトランスジェンダー(Transgender)とは誰なのかの理解も深まらないのである。

トランスジェンダーとは、生まれた時に割り当てられた性別とは別の性として生きたいと望む人のことのように、性同一性障害は、自認する性別に不一致を感じ、社会生活を送ることに大きな苦痛や困難が生じている状態であり、医学的診断名が付される場合もあるようだ。つまり性同一性障害と診断された場合、本人が希望すれば戸籍上の性別変更が可能となるのが日本なのである。日本の特例法の5つの要件は、非常に厳しく、また性別適合手術は身体的・経済的負担が大きく、戸籍の性別変更ができるのは、トランスジェンダーの一部の人に限定されているのだ。(2018年の4月から性別適合手術に保険が適用されるようになったが、「ホルモン療法」も行うと「混合診療」となり、保険が適用されなくなるのである。)日本のトランスジェンダーの人は、性同一性障害と診断されて、かつ性別適合手術を受けないと、戸籍の性別変更ができないのである。

また、世界に目を向けると、2013年にアメリカ精神医学会が発表した『精神疾患および障害に関する統計と診断マニュアル第5版(DSM-5)』において、1980年の第3(DSM-3)から使用されていた「性同一性障害(Gender Identity Disorder)」という診断名が「性別違和(gender dysphoria)」に変更された。また、今後改訂が予定されている世界保健機関(WHO)の『疾病及び関連保健問題の国際統計分類(ICD)第11版』(以下、ICD-11。)においても、「性別不一致(性別不合)(Gender Incongruence)」と分類名称が変更され、精神疾患であるという位置づけに関しても見直す作業が検討されてきたが、2019年5月に「性同一性障害」を精神疾患の分類から除外することを正式決定し、性別への違和の「性別不合(Gender Incongruence)」(仮訳)は、「精神疾患」から外され、「性の健康に関連する状態」(Conditions related to sexual health)の分類のなか一つになり、2022年から「病気」でも「障害」でもない状態として位置付けられることになっている。

このWHOの決定を受けて、日本政府は、戸籍上の性別変更を望むトランスジェンダーの人の扱いをどう変えていくのか、特例法の名称や内容を修正するのか、修正するとしてどう修正していくのか、「性別不合」の概念でどう法律を修正していくのか、など検討課題が多くなった。

地方自治体には、国会に、性別変更の法整備を要望する決議をしたところもある。また地方自治体では、公文書における不要な性別欄の削除がなされてきたのである。2016年12月に総務省は、性別を記載しない「住民票記載事項証明書」「印鑑登録証明書」の発行を認めることについての通知をした。

### 3. 同性パートナーシップ制度の導入

パートナーシップ制度は、英語で言えば、civil partnership あるいは civil union のことである。この civil partnership は、結婚とは別の「法的に承認されたパートナーシップ関係」を指す言葉である。同性間カップルに対しても、社会運動の高まりを受けて、先進国の多くで法整備が進んでいる。日本の「パートナーシップ制度」との違いは、日本のそれが自治体レベルの「条例」であることである。直接的な法的効力はないことである。

#### 3-1. 自治体

同性パートナーシップ制度を自治体に導入する動きは、2015年11月に東京都渋谷区・世田谷区でスタートした。これまで導入した自治体は、三重県伊賀市(2016年4月)兵庫県宝塚市(2016年6

月)、沖縄市(2016年7月)、(政令指定都市)札幌市(2017年4月)、(政令指定都市)福岡市(2018年4月)、大阪市(2017年7月)、東京都中野区(2018年8月)、千葉県(2019年1月)、群馬県大泉市(2019年1月)で、2019年3月までに11自治体である。

2018年5月から「自治体にパートナーシップ制度を求める会」がパートナーシップ制度等の導入を求める請願、陳情、要望書を以下の27自治体に提出し始めた。東京都中央区、文京区、台東区、江東区、豊島区、北区、荒川区、練馬区、葛飾区、江戸川区、墨田区、新宿区、千代田区、八王子市、三鷹市、町田市、神奈川県横浜市、川崎市、鎌倉市、埼玉県さいたま市、飯能市、加須市、川越市、入間市、坂戸市、毛呂山町、北海道網走市。

そして2019年4月1日に、9つの自治体が同性パートナーシップ制度を導入した。東京都豊島区、江戸川区、府中市、神奈川県横須賀市、小田原市、大阪府堺市、枚方市、岡山県総社市、熊本市である。同性パートナーシップ証明制度がスタートしたのだ。なお、この日から制度を施行する予定だった岐阜県飛騨市は、市議会で議会側から反対意見が出され、制度開始を延期することになった。上記以外にも、宮崎県宮崎市が6月から導入する予定で、茨城県、東京都港区、埼玉県さいたま市、愛知県名古屋市長崎市、滋賀県大津市、長崎県長崎市、沖縄県浦添市なども導入予定、あるいは導入を検討すると発表されている。

制度を導入する自治体が急増している感がある。さらに宮崎県宮崎市、福岡県北九州市、埼玉県さいたま市など、2019年度中に施行を目指している自治体もある。当事者たちが自治体の条例を変える動きが広まり、性的マイノリティに理解がある首長の自治体が、導入するケースもある。日本でも自治体から同性パートナーを公的に認証する制度が広がりつつあるようだ。

これらの背後には、自治体に働きかけをおこなっているいくつかの市民団体がある。

表1 全国の「パートナーシップ制度」導入自治体一覧

2019年9月5日現在

No.	自治体名		導入年月	根拠法令	No.	自治体名		導入年月	根拠法令
1	東京都	渋谷区	2015年11月	条 例	14	東京都	府中市	2019年4月	要 綱
2	東京都	世田谷区	2015年11月	要 綱	15	神奈川県	横須賀市	2019年4月	要 綱
3	三重県	伊賀市	2016年4月	要 綱	16	神奈川県	小田原市	2019年4月	要 綱
4	兵庫県	宝塚市	2016年6月	要 綱	17	大阪府	堺市	2019年4月	要 綱
5	沖縄県	那覇市	2016年7月	要 綱	18	大阪府	枚方市	2019年4月	要 綱
6	北海道	札幌市	2017年6月	要 綱	19	岡山県	総社市	2019年4月	規 則
7	福岡県	福岡市	2018年4月	要 綱	20	熊本県	熊本市	2019年4月	要 綱
8	大阪府	大阪市	2018年7月	要 綱	21	栃木県	鹿沼市	2019年6月	要 綱
9	東京都	中野区	2018年8月	要 綱	22	宮崎県	宮崎市	2019年6月	要 綱
10	千葉県	千葉市	2019年1月	要 綱	23	茨城県		2019年7月	要 綱
11	群馬県	大泉町	2019年1月	要 綱	24	福岡県	北九州市	2019年8月	要 綱
12	東京都	豊島区	2019年4月	要 綱	25	長崎県	長崎市	2019年9月	要 綱
13	東京都	江戸川区	2019年4月	条 例	26	愛知県	西尾市	2019年9月	要 綱

出所：自治体にパートナーシップ制度を求める会調べ/W

表2 秋の陣(2018年9月定例会) 請願・陳情等の結果一覧

都道府県	基礎自治体	審査結果	詳細	提出文書	内容
東京都	目黒区	継続	本会議 9/28 (賛成:公明6・共産4・維新2、 継続:自民13・立憲3・無所属6)	陳情書	同性パートナーシップの公的承認に関する陳情
	荒川区	継続	本会議 9/13 (採択:14、不採択:2、継続:自民12)	陳情書	同性カップルの「パートナーシップの公的認証」に関する陳情
	板橋区	採択	企画総務委員会 9/27 (賛成:自民党以外6、反対:自民2)	陳情書	同性パートナーシップの公的承認に関する陳情
	府中市	採択	総務委員会 9/5、本会議 9/28 報告のみ (全会派一致)	陳情書	同性パートナーシップの公的承認についての陳情
	調布市	採択	本会議 9/25 (全会派一致)	陳情書	同性パートナーシップの公的承認についての陳情
埼玉県	坂戸市	採択	本会議 9/20 (全会派一致)	請願書	同性カップル等の「パートナーシップ公的認証」に関する請願
	狭山市	採択	本会議 9/28 (全会派一致)	請願書	パートナーシップの公的認証と性的少数者に関する諸問題への取り組みに関する請願
	和光市	採択	本会議 9/21 (賛成:16、反対:国民1)	陳情書	パートナーシップの公的認証および性的少数者に関する諸問題への取り組みに関する陳情
神奈川県	逗子市	採択	総務常任委員会 9/5、本会議なし (賛成:5、反対:自民2)	陳情書	同性パートナーシップの公的承認についての陳情
	茅ヶ崎市	採択	教育経済常任委員会 9/19、本会議なし (賛成:3、反対:自民2)	陳情書	LGBTをはじめ性的少数者に対する包括的な施策の推進に関する陳情
	相模原市	採択	本会議 9/28 (全会派一致)	陳情書	同性パートナーシップの公的承認の導入を求めることについての陳情
長野県	長野市	採択	本会議 9/25 (全会派一致)	請願書	LGBTなど性の多様性を認め尊重する人権施策の実施に関する請願
	伊那市	採択	本会議 9/18 (全会派一致)	請願書	性的少数者の人権保護と認知教育の充実を求める請願
兵庫県	伊丹市	採択	本会議 10/9 (全会派一致)	請願書	同性カップル等に対しての差別の解消として今後国や他自治体の動向を注視しつつパートナーシップ制度創設への研究や差別解消の為のより一層の相談、啓発活動の取組を求める請願
鳥取県	米子市	採択	総務委員会 9/25、本会議 10/3 (全会派一致)	陳情書	同性パートナーシップの公的承認についての陳情

出所：自治体にパートナーシップ制度を求める会作成

採択自治体：13  
継続自治体：2  
不採択自治体：0

### 3-2. NPO 法人など

#### 3-2-1. 「自治体にパートナーシップ制度を求める会」<sup>7</sup>

同会は、2018年2月に活動を開始した。鈴木賢・明治大教授と林隆紀(東京都港区の飲食店)(46)が世話人で、陳情書の書き方や議会のまわり方などを伝えている。

#### 3-2-2. 「LGBT自治体施策集」<sup>8</sup>

このウェブサイトは、地方自治体向けのLGBTに関する施策集です。主に、地方自治体の首長、議会、そして政策担当者に、施策づくりの参考にしていただく目的で、全国で活動する有志(施

策検討会メンバー)が集まって制作したものである。また、LLAN(LGBTとアライのための法律家ネットワーク)の協力を得て、実際の取り組み事例から、優れた事例をベストプラクティスとして例示している。

事例集作成メンバー：LLAN(NPO 法人 LGBT とアライのための法律家ネットワーク)藤田直介(共同代表)<sup>9</sup>

### 3-2-3. 「LGBT 法連合会」<sup>10</sup>

性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会(通称：LGBT 法連合会)である。英語名：Japan Alliance for Legislation to Remove Social Barriers based on Sexual Orientation and Gender Identity (Japan Alliance for LGBT Legislation, J-ALL)

設立(2015年4月5日)、

顧問：虎井まさ衛、野宮亜紀、長谷川博史、若林苗子

目的：性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備

活動内容：① 政策提言 ② 法案の策定 ③ 学習会の実施 ④ 情報発信

国政への政策提言を目的とする団体だが、2016年8月18日の当サイト内ニュースでの通り、監修を手がけた「性自認および性的指向の困難解決に向けた支援マニュアルガイドライン」(発行：社会的包摂サポートセンター)などに基づき、地方自治体の要望を受け、アドバイスや資料の提供も行っている。

自治体に関する取り組みに以下のものがある。

「性自認および性的指向に関する対応指針～文京区職員・教職員のために」(2017年3月)

<http://www.city.bunkyo.lg.jp/var/rev0/0145/4476/201744164453.pdf>

「多様な性自認・性的指向に関する対応指針」東京都豊島区(2018年2月)

<http://www.city.toshima.lg.jp/049/kuse/danjo/documents/lgbtshishin.pdf>

「LGBTを知りサポートするためのガイドライン～誰もが自分らしく生きることを認め合う社会へ～」千葉市(2018年3月)

<http://www.city.chiba.jp/shimin/seikatsubunka/danjo/documents/lgbtguideline.pdf>

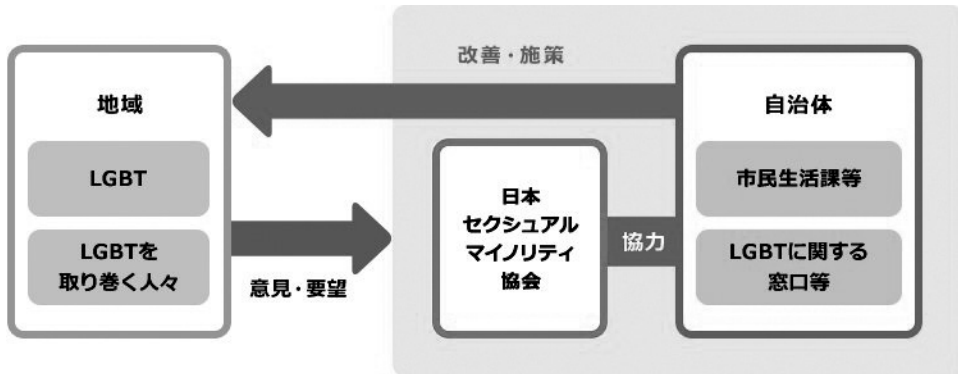
### 3-2-4. 「日本セクシュアリティマイノリティ協会」<sup>11</sup>

特定非営利活動法人／一般社団法人(EESa! すべての性に、ひとりじゃない安心を)。英文名称 JAPAN Lesbian, Gay, Bisexual, Trans and Intersex Association (略称表記：JLGA, JLG, JLGAssociation) 2005.07.08(平成17年7月8日)団体設立。

日本セクシュアルマイノリティ協会は、セクシュアルマイノリティ(LGBT)といわれる性的少数者が、今現在の自分とその仲間たちと心地よく安心して暮らせるよう様々な活動を通じてサポートをしている。

#### 3-2-4-1. 自治体との取り組みについて

日本セクシュアルマイノリティ協会では、自治体と協力して、自治体内・地域の方へ向けた啓蒙活動を行っている。例えば、協会が開催する展覧会『“好き”に変はない展』のパネルの貸し出しを行っております。パネルを公共のスペース等に展示していただくことで、セクシュアルマイノリティ(LGBT)当事者だけでなく、セクシュアルマイノリティ(LGBT)について良く知らない人や、考えたことがなかった人に知ってもらいきっかけとなる。



#### 4. おわりに

マイノリティと自治体の関係について、興味深い調査結果がある。それは、自治体の性的マイノリティ支援施策と性的マイノリティに関する世論動向に関連性があるというものである。性的マイノリティについて先駆者的な自治体(沖縄県・福岡県・東京都)は、平均的自治体と比べて、「LGBTとはセクシュアル・マイノリティの総称の一つということを知っているか」の質問に、有意に「知っていた」のだ。「同性婚の制度化について、どう思いますか?」の質問に、平均的自治体よりも、先駆者的な自治体(沖縄県・群馬県・三重県)は「賛成」と答えるのである。「あなたは、LGBT当事者であることをカミングアウトしていますか?」の質問に、都市部の自治体のほうが、人口が少ない地方部の自治体よりも、「誰にもカミングアウトしていない割合」は低いのである。相対的な結果ではあったが、自治体の性的マイノリティ支援施策は、性的マイノリティに関する世論の動向に影響を与えていると考えることができるのではないだろうか。LGBT前史を踏まえて、各自治体は、どのように性的マイノリティと取り組んでいくのだろうか。あるいは取り組まないのか。

【注】(以下の website は、2019.11.13 閲覧である。)

- 1 「「自治体が性生活に踏み込むことはできない」? 全国首長アンケートで浮かび上がる「LGBT理解」のお寒い状況」  
<https://dot.asahi.com/era/2017060600066.html>  
 「アエラ独自調査で見た自治体のLGBT対応の実態 <東京編>」  
<https://dot.asahi.com/era/2017060600071.html>  
 「アエラ独自調査で見た自治体のLGBT対応の実態 <その他自治体編>」  
<https://dot.asahi.com/era/2017060600070.html>  
 『全国自治体における性自認・性的指向に関連する施策調査』  
[http://alpha.shudo-u.ac.jp/~kawaguch/seisaku\\_chousa.pdf](http://alpha.shudo-u.ac.jp/~kawaguch/seisaku_chousa.pdf)
- 2 NPO 法人アカー(公式サイト) : <http://www.occur.or.jp>
- 3 諏訪の森法律事務所:「府中青年の家」裁判 : <http://www.ne.jp/asahi/law/suwanomori/special/>

supplement3.html

同性愛者の権利裁判報告：<http://www.ne.jp/asahi/law/suwanomori/ronkou/005.html>

勝利した同性愛者たち：<http://www.ne.jp/asahi/law/suwanomori/ronkou/006.html>

アカー・動くゲイとレズビアンのか「府中青年の家・同性愛者差別事件とは」『インパクション』71:pp.52-61.1991. インパクション出版会

中川重徳・片岡麻衣・小沼千夏「LGBTの先駆的訴訟『府中青年の家事件』弁護団長・中川重徳  
会員インタビュー [東京高裁平成9.9.16判決]」(特集 LGBT:セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)) The Tokyo Bar Association journal : 16(3), 19-22, 2016-03. 東京弁護士会

谷口洋幸「法、人権、セクシュアリティのはざまでー性的マイノリティの法的諸問題ー」

[https://lawandpractice2018.jimdofree.com/app/download/8820471776/1\\_5.pdf?t=1533804242](https://lawandpractice2018.jimdofree.com/app/download/8820471776/1_5.pdf?t=1533804242)

憲法判例百選 I (第四版)34 事件(有斐閣「別冊ジュリスト第154号」・2000年)70-71 頁

「府中青年の家事件」(藤谷祐太)：<http://www.arsvi.com/d/g021990.htm>

- 4 諏訪の森法律事務所：第1審判決 判決抜粋：<http://www.ne.jp/asahi/law/suwanomori/special/supplement3-2.html>
- 5 グーグルマップで見る史跡「府中青年の家事件」：<https://lithos-08.hatenadiary.org/entry/20091124/1259037642>
- 6 この法律の成立の背後の社会現象の一つに、TBSが2001年10月から2002年3月にかけて放送したテレビドラマ「3年B組金八先生 第6シリーズ」がある。第6シリーズは、性同一性障害や報道と人権などが扱われた作品である。そこに「トランスジェンダー」、「性同一性障害」である生徒「鶴本直」(演：上戸彩)を登場させたのである。脚本家の小山内美江子は、『「性同一性障害」というテーマについてドラマで取り上げる題材としては非常に難しく、この障害に悩む「鶴本直」という役柄を演じられる資質を持った役者がいなければこのテーマを断念せざるを得ないと思っていた。しかし当事者である虎井まさ衛の協力が得られたことと、役を演じた上戸と出会えたことは大きかった』と語っている。鶴本直は、虎井まさ衛がモデルになっている。小山内美江子『さようなら私の金八先生 25年目の卒業』講談社、2005。  
虎井まさ衛『女から男になったワタシ』青弓社、1996。  
<https://youtu.be/FaqGSzqQkcE>  
「3年B組金八先生 第6シリーズ(2001年) 第11話から。鶴本直の性同一性障害。」
- 7 <https://www.facebook.com/partnership.lgbt/>
- 8 <https://regionallgbtpolicy.jp>  
<https://regionallgbtpolicy.jp/pdf/regionallgbtpolicy201902.pdf>  
Ver 1.0(2019年2月時点)
- 9 <http://llanjapan.org>
- 10 <http://lgbtetc.jp>
- 11 <https://jlga.or.jp>